

厚生労働省では「新人看護職員の臨床実践能力の向上に関する検討会報告書」（平成16年3月）を受けて、同報告書で示された「新人看護職員研修到達目標」及び「新人看護職員研修指導指針」の普及を推進しています。

## 一「新人看護職員の臨床実践能力の向上に関する検討会報告書」の概要一

### I 新人看護職員をめぐる現状と課題

#### ●臨床現場の現状と課題

医療技術の進歩、患者の高齢化・重症化、平均在院日数の短縮化等の中で、

- ・看護職員の役割の複雑多様化、業務密度の高まり
- ・多重課題への対応能力育成の必要性
- ・看護職員の社会的責任の拡大
- ・ヒヤリ・ハット事例での新人看護職員の占める割合の高さが指摘されている。



#### ●新人看護職員研修の現状と課題

各施設で行われている新人看護職員研修の実施内容は様々であり、標準的な指針の策定が必要。

#### ●看護基礎教育における現状と課題

複数の患者の受け持ちや多重課題への対応等について、基礎教育で身につけることは困難。



### ◎看護の質を向上し、医療安全を確保するために、新人看護職員研修の充実の必要性は非常に高い。

#### ～新人看護職員は何人？～

- 平成18年3月に看護師等学校養成所（保健師、助産師、看護師及び准看護師を養成する学校養成所）を卒業後、就業した新卒看護職員数は、

**49,782人**

となっています。

- なお、平成17年末の看護職員の就業者数は1,308,409人で、国民のおおよそ100人に1人が看護職員ということになります。



「新人看護職員の臨床実践能力の向上に関する検討会報告書」は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/03/s0310-6.html>

### II 新人看護職員研修の考え方

- 新人看護職員研修は、看護実践の基礎を形成するものとして極めて重要な意義を有するもの。
- 医療機関の全職員に対する組織的な研修の一環として位置付けられるべきもの。
- 多重課題を抱えながら複数の患者を受け持ち、安全に看護ケアを提供するための看護実践能力を強化することを主眼とするもの。

### III 新人看護職員研修到達目標及び新人看護職員研修指導指針の前提

- 病院において看護ケアを提供する看護職員を想定。
- 到達目標及び指導指針の内容は、基本事項として提示しているが、施設規模等の状況により、適宜調整することを想定。

### IV 新人看護職員研修到達目標 (p3~6)

- 看護職員として必要な姿勢及び態度並びに新人看護職員が卒後1年間に修得すべき知識、技術の目標を提示。
- 到達目標は、

- ①「看護職員として必要な基本姿勢と態度」(表1)
- ②「看護実践における技術的側面」(表2-1)(表2-2)
- ③「看護実践における管理的側面」(表3)

の3つの要素に分けて提示しているが、これらは臨床実践の場で統合されるべきもの(図1)。

### V 新人看護職員研修指導指針 (p7)

- 新人看護職員研修到達目標達成のために必要な施設の要件、指導者の指導方法等を提示。

- ①新人看護職員育成の方針
- ②施設における研修体制の充実
- ③各部署における研修体制の整備
- ④新人看護職員の指導者育成のあり方
- ⑤各医療機関への適用
- ⑥研修内容の公開等

#### おわりに

全ての新人看護職員が求められる資質を確保できるような仕組みの構築に向けて、今後も継続して検討。

#### ～医療安全の確保に向けての看護職員の責務～

平成13年以降平成17年7月まで、医療過誤により保健師助産師看護師法に基づく行政処分を受けた者は30件となっています。その中には、新人看護職員等の臨床実践経験の短い者が関わる事例もあることから、施設内の医療安全体制を十分に確保する必要があります。

